

宇治市 クマ対策用センサーカメラ貸出要項

(目的)

第1条 この要項は、宇治市内におけるクマの出没状況の把握及び出没抑止等の対策に資するため、クマ対策を実施する者に対し、センサーカメラを貸し出すことについて必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) センサーカメラ 人感(動体)センサーにより静止画又は動画を自動撮影する監視用カメラ及び付属品をいう。
- (2) 付属品 取付用ブラケット、取付ベルト、記録媒体(SDカード等)、SDアダプター、説明書その他市が指定するものをいう。
- (3) 申請者 本制度によりセンサーカメラの貸出を受けるため申請する者をいう。
- (4) 利用者 貸出決定を受け、センサーカメラを設置・使用する者をいう。
- (5) 撮影データ センサーカメラにより撮影・記録された画像・動画及びこれらに付随する日時情報等をいう。

(貸出物品)

第3条 貸し出す物品は、別紙「貸出物品一覧」のとおりとする。

2 貸出は原則として1申請につき1セットとする。

(対象者)

第4条 貸出の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 宇治市内に在住する者
 - (2) 宇治市内に在勤する者
- 2 貸出の対象となる使用は、原則として宇治市内におけるクマ対策を目的とする設置・撮影とする。
- 3 申請時に、在住又は在勤を確認できる書類(運転免許証、マイナンバーカード、社員証等)を提示するものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、貸出日から起算して2週間(14日間)とする。

2 返却期限日が閉庁日に当たる場合は、翌開庁日まで。

3 貸出期間の延長は、予約状況等を踏まえ、市が必要と認める場合に限り認めることができる。

(貸出料)

第6条 貸出料は無料とする。

2 ただし、電池(単 3 形乾電池等)は利用者が準備するものとし、設置場所の状況により必要となる追加の固定具等(追加の取付ベルト等)も利用者負担とする。

(申請及び貸出の手続)

第 7 条 貸出を希望する者は、窓口(農林茶業課)において所定の申請書(様式第 1 号)を提出するものとする。

2 市は申請内容を確認のうえ貸出の可否を決定し、貸出する場合は借用書兼誓約書(様式第 2 号)への署名を求める。

3 貸出及び返却の受付は、原則として開庁時間内に行う。

4 貸出は先着順又は予約制等、市が定める運用による。

(設置場所及び設置方法の遵守事項)

第 8 条 利用者は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 設置場所は、クマ対策に資する範囲で必要最小限とし、可能な限り人の往来が多い場所を避けること。

(2) 設置場所の所有者又は管理者の許可を得ること(私有地、共有地、企業敷地等)。

(3) 道路、公園、河川敷その他の公有地等に設置する場合は、必要に応じて当該管理者の許可を得ること。

(4) 落下・転倒等により第三者へ危害が及ぶことのないよう、付属のブラケット・取付ベルト(標準 1 本)等により確実に固定すること。設置場所の状況により追加の固定具等が必要となる場合は、利用者において準備すること。

(5) 車両・歩行者の通行の妨げとなる設置、危険箇所への設置、視界不良を助長する設置を行わないこと。

(6) 住宅の窓、敷地内、通行人の顔等を意図して撮影するような角度設定を行わないこと。

(7) カメラの性能(夜間撮影、動体検知等)を踏まえ、必要以上に広範囲を撮影しないよう設置角度を調整すること。

(8) 台風・豪雨等の恐れがある場合は安全を優先し、必要に応じて撤去すること。

(使用目的の限定及び禁止事項)

第 9 条 利用者は、センサーカメラをクマ対策の目的以外に使用してはならない。

2 利用者は、次の行為をしてはならない。

(1) 第三者への転貸、譲渡又は又貸し

(2) 分解、改造、取扱説明書に反する使用

(3) 個人又は特定の施設・事業者等を監視する目的での使用

(4) 撮影データのインターネット・SNS 等への投稿、第三者への提供(ただし第 12 条に定める市への提供を除く)

(5) その他、本制度の趣旨に反する行為

(撮影データの取扱い・プライバシー保護)

第 10 条 利用者は、撮影データの取扱いに当たり、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 撮影データは、クマ対策の目的達成に必要な範囲に限り管理し、不用意に閲覧・複製・共有しないこと。
- (2) 記録媒体(SD カード等)及び SD アダプターを紛失しないよう適切に管理すること。
- (3) 第 12 条に基づき市に提供する撮影データを除き、返却前に撮影データを消去し、複製を保有しないこと。
- (4) 撮影データに人物等が識別可能な部分が含まれる場合は、必要に応じて市の指示によりマスキング等の措置を行うこと。
- (5) 撮影データにより第三者の権利利益(プライバシー等)を侵害しないよう留意すること。

(事故等の報告)

第 11 条 利用者は、使用中に事故、負傷、物損、紛失、盗難、故障等が発生したときは、速やかに農林茶業課へ連絡し、その指示に従わなければならない。

(クマの撮影・出没が確認された場合の連絡)

第 12 条 利用者は、センサーカメラによりクマの撮影が確認された場合又はクマの出没が疑われる状況を把握した場合は、速やかに農林茶業課へ連絡するとともに、当該状況を確認できる撮影データ(原則として動画)を市へ提供するものとする。

2 市は、必要があると認めるときは、利用者に対し、撮影日時・場所等の情報及び必要最小限の範囲で追加の撮影データの提供を求めることができる。

3 前項の提供に当たっては、人物等が識別可能なデータが含まれる場合、必要に応じて市の指示によりマスキング等の措置を行うものとする(運用で整理)。

(返却)

第 13 条 利用者は、貸出期間満了日までに、センサーカメラ及び付属品を貸出時の状態(清掃・付属品の欠品なし等)に整え返却しなければならない。

2 返却時に市は、外観・動作・付属品の確認を行う。

(損害賠償等)

第 14 条 利用者の故意又は過失によりセンサーカメラ等を毀損し、又は紛失したときは、利用者はその損害を賠償しなければならない。

2 通常の使用による摩耗、経年劣化等については、この限りでない。

(貸出の取消し・返却命令)

第 15 条 市は、利用者がこの要項に違反し、又は貸出の目的に反する使用をしたと認めるときは、貸出の決定を取り消し、又は返却を命ずることができる。

2 返却期限を超過した場合、市は返却を催告し、以後の貸出を制限できる。

(個人情報の取扱い)

第 16 条 申請により取得した個人情報は、貸出業務(連絡、本人確認、事故対応等)に必要な範囲でのみ使用する。

(窓口)

第 17 条 本制度の窓口は、宇治市 農林茶業課とする。
(住所・電話番号・受付時間は運用により記載)

(施行期日)

附則 この要項は、令和7年 12 月 24 日から施行する。

別紙 貸出物品一覧

- センサーカメラ本体 1台
- 取付用ブラケット 1式
- 取付ベルト 1本(標準)
- SDアダプター 1個
- (貸出に含める)記録媒体(SDカード等) 1枚
- 取扱説明書(写し可) 1部

※電池(単3形乾電池等)は借受者においてご準備願います。

設置場所の状況により、追加の固定具等(追加の取付ベルト等)が必要となる場合は借受者においてご準備願います。